

JAバンクあいちが、
あなたの子育てを
しっかりサポートします！



ご契約いただける方

ご契約時点で18歳未満のお子様(出産予定のお子様も含まれます。)がいらっしゃるご両親または扶養者の方

子育て応援定期積金

ファミリー積金(ほほえみ)

○ご契約期間

1年、2年、3年、4年、5年

○ご契約金額

12万円以上

○適用利回り

年**0.05%** (税引後 年0.039%)

さらに!

当JAに「児童手当」を振込指定していただいている方には

<適用利回り>

年**0.07%**

(税引後 年0.055%)

子育て応援定期貯金

ファミリー定期(ほほえみ)

○お預入れ期間

1年・2年・3年(非自動継続スーパー定期 単利型・複利型)

○お預入れ金額

10万円以上500万円以下

○適用利率

年**0.05%** (税引後 年0.039%)

さらに!

当JAに「児童手当」を振込指定していただいている方には

<適用利率>

年**0.07%**

(税引後 年0.055%)

【確認書類】

● 養育されているお子様を確認するため、「続柄の記載された世帯全員の住民票」、「健康保険証」、「母子手帳」等のお子様を確認できる書類等により確認させていただきます。
又、児童手当を当JAに指定していることがわかる書類又は、振込が確認できる通帳等をご用意願います。

【ご契約にあたって】

● お預入は、一人1店舗のみ

※他の金利上乘せや、キャンペーンとの併用はできません。

● 子育て応援定期積金はスーパー積金で取り扱います。

● 金利適用期間中に中途解約される場合は、上記の金利は適用されず、お預入日から解約日まで、当JA所定の中途解約利率が適用されます。

● 金利環境等の変化により、商品内容を変更したり、取扱いを中止することがあります。

● 店頭・当組合ホームページに商品概要説明書をご用意しております。

お問い合わせは、お近くのJA尾張中央の本店
または支店窓口までお気軽にどうぞ。



営業課 ☎ 47-5630

味岡支店 ☎ 77-2275

春日井支店 ☎ 31-3442

高蔵寺支店 ☎ 51-1212

小牧支店 ☎ 77-5112

篠岡支店 ☎ 79-8115

田楽支店 ☎ 31-1611

不二支店 ☎ 51-2718

西支店 ☎ 73-9551

豊場支店 ☎ 28-0002

関田支店 ☎ 81-3445

北里支店 ☎ 77-1255

春日井中央支店 ☎ 81-3446

上条支店 ☎ 81-3444

小木支店 ☎ 76-2468

味美支店 ☎ 31-3443

坂下支店 ☎ 88-0046

JAとお取引のない方も一度ご相談ください。

(令和6年4月1日現在)

商品名(愛称)		子育て応援定期積金(愛称:ファミリー積金(ほほえみ))
販売対象		ご契約時点で、18歳未満のお子様(出産予定のお子様も含みます。)がいらっしゃる親または扶養者となります。
期 間		1年、2年、3年、4年または5年とします。
掛 込 方 法 等	掛込方法	契約期間内で掛金を分割掛け込みします。
	掛込間隔	毎月または2か月のいずれかとします。
	掛込金額	1回当たり1,000円以上とします。
	掛込単位	1円単位とします。
支払方法		満期日以後に一括して支払います。
給付契約金		12万円以上とします。
給 付 補 て ん 金	適用利回り	契約時の約定利回りを満期日まで適用します。
	支払頻度	満期日以後に一括して支払います。
	計算方法	計算単位を1円として、契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算します。
	税 金	20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。
	利回り情報の入手方法	金利(約定利回り)については、窓口にお問い合わせください。
手数料		—
付加できる特約事項		<ul style="list-style-type: none"> 普通貯金等からの自動振替による掛込みができます。 預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。
中途解約時の取扱い		満期日前に解約する場合は、初回掛込日から解約日までの期間により、当JA所定の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息相当額とともに払い戻します。
貯金保険制度(公的制度)		保護対象
苦情処理措置および紛争解決措置の内容		<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本店(所)または金融共済部(電話:0568-47-5618)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、愛知県農業協同組合中央会が設置・運営する愛知県JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部または愛知県JAバンク相談所にお申し出ください。愛知県弁護士会(電話:052-203-1777)、愛知県弁護士会西三河支部(電話:0564-54-9449)</p>
その他参考となる事項		<ul style="list-style-type: none"> 払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べるか、または契約時の約定利回り(年365日の日割計算)の割合による延滞利息をいただきます。 掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 満期日以後の利息は、解約日における普通貯金利率により計算します。

(令和6年4月1日現在)

商品名(愛称)		子育て応援定期貯金(愛称:ファミリー定期(ほほえみ))
販売対象		ご契約時点で、18歳未満のお子様(出産予定のお子様も含みます。)がいらっしゃる親または扶養者となります。
期 間		定型方式 スーパー定期(単利型)1年・2年および3年。スーパー定期(複利型)3年 期日指定方式 1年超3年未満
預 入 方 法 等	預入方法	一括預入れとします。
	預入金額	10万円以上500万円以下とします。
	預入単位	1円単位とします。
払戻方法		満期日以後に一括して払い戻します。
利 息	適用金利	預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。
	利払頻度	満期日以後に一括して支払います
	計算方法	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算とします。
	税 金	20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。
	金利情報の入手方法	金利については、窓口にお問い合わせください。
手数料		—
付加できる特約事項		<ul style="list-style-type: none"> 自動継続扱いのものは、総合口座の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率) マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
中途解約時の取扱い		満期日前に解約する場合、その利息は、預入期間および預入日から解約日までの期間に応じて、当JA所定の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに支払います。
貯金保険制度(公的制度)		保護対象
苦情処理措置および紛争解決措置の内容		<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本店(所)または金融共済部(電話:0568-47-5618)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、愛知県農業協同組合中央会が設置・運営する愛知県JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部または愛知県JAバンク相談所にお申し出ください。愛知県弁護士会(電話:052-203-1777)、愛知県弁護士会西三河支部(電話:0564-54-9449)</p>
その他参考となる事項		満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。